

[リース取引関係]

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

借手側

ア．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	原子力発電設備	配電設備	業務設備	その他	合 計
取得価額相当額	2,261百万円	6,284百万円	20,174百万円	15,513百万円	44,233百万円
減価償却累計額相当額	976百万円	4,009百万円	8,963百万円	8,019百万円	21,968百万円
中間期末残高相当額	1,285百万円	2,274百万円	11,211百万円	7,493百万円	22,265百万円

イ．未経過リース料中間期末残高相当額

	1 年 内	1 年 超	合 計
未経過リース料中間期末残高相当額	6,405百万円	15,859百万円	22,265百万円

ウ．当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,739百万円
減価償却費相当額	3,739百万円

エ．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

貸手側

ア．リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高

その他の固定資産	
取得価額	4,447百万円
減価償却累計額	3,225百万円
中間期末残高	1,221百万円

イ．未経過リース料中間期末残高相当額

	1 年 内	1 年 超	合 計
未経過リース料中間期末残高相当額	707百万円	1,176百万円	1,884百万円

ウ．当中間期の受取リース料及び減価償却費

受取リース料	428百万円
減価償却費	321百万円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。

(2) オペレーティング・リース取引

借手側

ア．未経過リース料中間期末残高相当額

	1 年 内	1 年 超	合 計
未経過リース料中間期末残高相当額	-百万円	1百万円	1百万円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。